

法 人 の 概 要

名 称	公益財団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会 (静岡県浜松内陸コンテナ基地 指定管理者…平成 18 年 4 月 1 日～)																
代 表 者	理事長 宮崎總一郎																
所 在 地	静岡県浜松市東区流通元町 5 番 1 号 (浜松内陸コンテナ基地内)																
設立年月日	昭和 4 6 年 3 月 2 7 日																
県の所管部室名	静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課 電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 2 1 7																
目 的	外国貿易の振興に資するため、輸出貨物及び輸入貨物のコンテナ化並びに流通機構に関する調査、研究、情報の収集等を行うこと。																
事 業 概 要	(1) 貨物の流通機構の調査、研究、及び情報の収集 (2) 貨物のコンテナ化に関する調査、研究及び普及啓蒙 (3) コンテナ貨物の生産者、輸送関係者との連絡及び調整 (4) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の管理運営 (指定管理者) (5) その他目的を達成するために必要な事業																
沿 革	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 昭和 4 6 年 3 月 2 7 日 財団設立許可 ◇ 昭和 4 6 年 3 月 3 0 日 財団設立登記完了 (S 4 6 年～H 元年 県の事務所が直接コンテナ基地を管理) ◇ 平成 2 年 4 月 1 日 県からコンテナ基地管理運営業務受託開始 ◇ 平成 1 8 年 4 月 1 日 コンテナ基地 指定管理者制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 期指定管理者指定 ～平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間指定) ・ 第 2 期指定管理者指定 ～平成 2 3 年 3 月 3 1 日 (2 年間指定) ・ 第 3 期指定管理者指定 ～平成 2 8 年 3 月 3 1 日 (5 年間指定) ・ 第 4 期指定管理者指定 ～令和 3 年 3 月 3 1 日 (5 年間指定) ・ 第 5 期指定管理者指定 ～令和 8 年 3 月 3 1 日 (5 年間指定) ◇ 平成 2 5 年 4 月 1 日 法人格を公益財団法人に移行 																
基 本 財 産	1 0, 5 0 0 万円																
出資又は出捐金の内訳・割合	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">静岡県</td> <td style="width: 30%;">3 5, 0 0 0 千円 (3 3. 3 %)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">県</td> </tr> <tr> <td>浜松市</td> <td>1 7, 5 0 0 千円 (1 6. 7 %)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>1 7, 5 0 0 千円 (1 6. 7 %)</td> <td></td> <td>2 市</td> </tr> <tr> <td>業 界</td> <td>3 5, 0 0 0 千円 (3 3. 3 %)</td> <td></td> <td>3 2 社・団体</td> </tr> </table>	静岡県	3 5, 0 0 0 千円 (3 3. 3 %)		県	浜松市	1 7, 5 0 0 千円 (1 6. 7 %)			静岡市	1 7, 5 0 0 千円 (1 6. 7 %)		2 市	業 界	3 5, 0 0 0 千円 (3 3. 3 %)		3 2 社・団体
静岡県	3 5, 0 0 0 千円 (3 3. 3 %)		県														
浜松市	1 7, 5 0 0 千円 (1 6. 7 %)																
静岡市	1 7, 5 0 0 千円 (1 6. 7 %)		2 市														
業 界	3 5, 0 0 0 千円 (3 3. 3 %)		3 2 社・団体														
役員の数	理 事 9 名 監 事 2 名 評 議 員 1 5 名																

<p>静岡県浜松内陸 コンテナ基地</p>	<p>(基地の機能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立当初から「名古屋税関清水支署浜松出張所」が開設され、通関、荷捌きとコンテナ詰めまで一貫した機能を有する。 ・ 指定保税地域の指定並びに港湾施設の認定がなされている。 ・ 豪州海運同盟から「ターミナル・ステイタス指定」取得。 <p>(基地利用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾運送事業法に基づく海運貨物取扱業者（海貨業者）。 ・ 検定、検数協会。
---------------------------	---

公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会組織図

